

インボイス制度への対応について

2023年10月1日より開始するインボイス制度への対応についてお知らせいたします。

1. インボイス制度

消費税の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度の運用が開始されます。インボイス（適格請求書）とは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるもので、「適格請求書発行事業者の名称や登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」など一定の事項が記載された書類やデータ類のことを指します。

請求書以外の仕入明細書や納品書、領収証、契約書等でも記載要件を満たしていれば手書き、電子を問わず適格請求書として交付できます。

インボイス（適格請求書）は、所管税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限り発行できます。都市整備公社では公社ホームページ掲載のとおり、登録を済ませております。

2. 都市整備公社の対応について

都市整備公社では、各駐車場の管理運営業務や、高崎駅フォトセンターなどの関連業務において、インボイス制度で求められる記載事項を満たした「適格請求書」、「適格簡易請求書」を交付する予定です。

課税事業者の皆様が、消費税の仕入税額控除の適用を受けるには、この適格請求書等の保存が必要となります。

3. 適格請求書（適格簡易請求書や要件を補完する文書を含む）として様式等の見直しを検討しているもの

- 各駐車場の精算機から発行する領収証
- 事業者の皆様が定期駐車で利用される際に締結している契約書、登録表、覚書、請求書
定期駐車契約に関連したインボイス要件を補完するための通知文書
- 事業者の皆様が回数券等を購入される際の領収証や請求書
- フォトセンターご利用時の領収証など

4. その他

※都市整備公社の請求書様式でご請求いただいている課税事業者の方へ

従前から当整備公社の請求書の様式にてご請求いただいている課税事業者の皆様につきましては、インボイス制度対応の請求書の新様式をホームページに掲載しましたのでご活用ください。

なお、インボイスとしての記載要件を満たしていれば、自社の請求書でご請求いただいても構いません。